

令和2年度 くりやま暮らし体験事業実施要項

【目的】

栗山町への移住を検討している方に対し、町内における生活体験の機会を提供することで、移住促進と交流人口の拡大を図ることを目的とします。

【内容】

体験者に一定期間、家具、電化製品などを完備した「くりやま暮らし体験施設」にて、栗山町での生活を体験していただきます。

【対象】（次のいずれも満たす方）

- ・栗山町に移住及び二地域居住を検討されている方
- ・アンケート調査及びパンフレットやWEBサイト等への写真掲載に協力いただける方
- ・体験期間中の移動手段が確保でき、携帯電話等の常時連絡可能な通信手段を所有している方

【実施期間】

令和2年4月1日から令和3年3月31日とします。

※緑酔庵については、7月18日から8月31日まで、別事業で使用するため利用はできません。

※にしおかの森については、9月1日より利用可能です。

【体験期間】

原則1週間から1カ月までとします。但し、他の希望者がいない場合は、1カ月を超えて体験可能とします。また、やむを得ない事情により1週間に満たない期間の体験を希望する場合は、事務局で協議し決定します。

【体験施設】

施設名	住所
緑酔庵（りよくすいあん）	北海道夕張郡栗山町湯地 91 番地 19
リーズン 93（2戸）	北海道夕張郡栗山町中里 60 番地 1
にしおかの森（令和2年9月1日より）	北海道夕張郡字北学田 38 番地

【体験料金】

体験料金は体験施設の利用に要する費用（光熱水費・駐車場代）を含み、飲食費・日常生活に係る消耗品費・交通費を含まないものとします。体験料金は各月1泊料金をもとに日割り計算とし、月をまたいで滞在する場合は前月1泊料金を適用します。

※体験者の人数による加算はありません。

※各施設の体験料金については「くりやま暮らし体験施設料金表」を参照してください。

【入室退室時間】

* 緑酔庵・リーズン 93

入室時間：体験開始日（土日祝日を除く）の 15：00 から 17：00

退室時間：体験終了日（土日祝日を除く）の 10：00 まで

* にしおかの森

入室時間：体験開始日（土日祝日を除く）の 14：00 から 16：00

退室時間：体験終了日（土日祝日を除く）の 10：00 まで

但し、やむを得ない事情により時間内に入退室できない場合は、事前に連絡の上、事務局と協議してください。

【生活備品】

テレビ・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・コンロ・食器・調理器具・洗濯機・暖房器具・ソファ・テーブル・食器棚など

※各施設の備品一覧は「くりやま暮らし体験施設備品一覧」を参照。(WEB サイトにて掲載)

【募集期間】

令和元年 12 月 13 日から令和 2 年 1 月 31 日までを 1 次申込の受付期間（郵送の場合必着）とします。但し、令和 2 年 2 月 1 日以降についても、体験申込のない施設・期間については随時受付可とします。体験施設の予約状況については、WEB サイト内「体験施設予約状況」にて公開します。

【申込方法】

体験希望者は「くりやま暮らし体験事業参加申込書」をファクシミリか郵送、Eメールにて提出、若しくは「オンライン予約申込」にて申請してください。1 次申込の受付期間終了時において、体験希望者の申込施設・期間が重複した場合は事務局において抽選し決定します。(申込順での決定は行いません)

【受付方法】

- ① 体験施設・期間が確定した方には「くりやま暮らし体験事業参加受付通知書」を郵送にて通知（令和 2 年 2 月上旬ごろ）します。
- ② 通知を受けた方は、通知書を受け取った日から原則として 7 日以内に、体験料の 20%を申込金として前納（銀行振込にて納入。振込手数料は事務局が負担）しなければなりません。
- ③ 申込金の納入を確認して、正式にくりやま暮らし体験事業参加者として「くりやま暮らし体験事業参加決定通知書」を郵送にて通知します。

※申込金を除く体験料については、体験開始日に納入していただきます。

※決定通知後の体験期間の変更及び取り消しは原則として不可とし、申込金及び体験料の返金はいたしません。但し、体験者の責めに帰することができない理由等により、滞在できなくなった場合はこの限りではありません。

【体験特典】

- ・栗山町内加盟店（商店・飲食店等）で使用できる「くりやまギフトカード」5,000 円分贈呈。
 - ・寝具レンタルサービスの提供。体験施設への配送可能。(有料 1 組 5,060 円～)
- ※寝具レンタルを希望の方は事前申込が必要です。

【利用制限】

体験施設において、次に掲げる行為があったと認められた場合、利用を取り消すことがあります。

- ・無断で犬、猫等の動物を飼育すること。
- ・施設内で喫煙すること（施設外での喫煙は正しく火気の始末をすることで可能とする）。
- ・物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- ・興行、展示会、その他これに類する催しをすること。
- ・文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- ・宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・参加者以外に施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ・その他、体験施設の利用にふさわしくない行為をすること。

【申込先・問い合わせ】

くりやま移住促進協議会事務局（栗山町役場若者定住推進課内）

電話：080-9003-0658（平日 8：30～17：15） FAX：0123-72-3179

Eメール：iju@town.kuriyama.hokkaido.jp URL: <http://www.kuriyama-iju.com/>